

エネマネ事業者公募要領

(3次公募用)

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

2025年6月

本公募要領は、令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る「令和6年度補正予算エネマネ事業者公募」について、必要な基準・手続き等を定めたものである。

(参考)省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金・
省エネルギー投資促進支援事業費補助金を申請及び受給される皆様へ

補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程」又は「省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、省エネルギー投資促進支援事業費補助金は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が代表幹事として大日本印刷株式会社（以下「D N P」という。）との「共同事業体」として執行する補助金事業です。補助金の交付を申請される間接補助事業者の皆さまとの手続等については、代表幹事であるS I Iが行います。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ S I Iから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、S I I発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ S I Iは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等を自社ホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く。）

目 次

1. エネルギー需要最適化型における事業概要		
1-1.	はじめに	5
1-2.	エネルギー需要最適化型の事業について	5
1-3.	エネルギー需要最適化型における事業の補助要件について	6
2. エネマネ事業者の応募要件		
2-1.	エネマネ事業者応募要件について	9
2-2.	エネマネ事業者の業務概要について	10
2-3.	コンソーシアムでの応募申請について	11
別表1	システム要件表について	12
①-1	見える化型EMS(伴走型)のシステム要件	13
①-2	見える化型EMS(高機能型)のシステム要件	14
②	制御型EMSのシステム要件	15
③	高度型EMSのシステム要件	17
3. (参考資料) 中長期計画策定		
3-1.	エネルギー管理支援の考え方について	19
3-2.	EMSの制御・運用改善の考え方について	20
3-3.	デマンドレスポンス(DR)の考え方について	22
4. エネルギー需要最適化の事業の流れと実施における留意点		
4-1.	エネマネ事業者の事業全体の流れ	25
4-2.	データ登録(オープンデータ)に関して	26
5. エネマネ事業者の応募方法		
5-1.	応募の流れ	29
5-2.	提出書類	30
5-3.	提出方法	31
5-4.	応募申請期間	31
5-5.	お問い合わせ・提出先	31
6. 応募申請書の作成例		
6-1.	(様式1)エネマネ事業者応募申請書	34
6-2.	(別紙)エネマネ事業者応募申請書	36
6-3.	(様式2)事業者概要書	37
6-4.	(様式3)実施体制図	38
6-5.	(様式4)システム概要書	39
6-6.	(様式4)システム確認書	40
6-7.	(別紙1)役員名簿	41
6-8.	誓約書	42
6-9.	暴力団排除に関する制約事項	43
6-10.	(参考)エネマネ事業者PRシートについて	44
6-11.	(参考)日本標準産業分類	45
7. 個人情報保護方針		
	個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	47

令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」は、以下4つの事業区分（Ⅰ）～（Ⅳ）がありますが、各事業区分によって適用される補助事業・公募要領・申請方法等が異なります。

【全体概要】 令和6年度補正予算事業

事業区分	省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅳ)	省エネルギー投資促進 支援事業費補助金 (Ⅲ,Ⅳ)
(Ⅰ) 工場・事業場型	○	-
(Ⅱ) 電化・脱炭素 燃転型	○	-
(Ⅲ) 設備単位型	-	○
(Ⅳ) エネルギー需要 最適化型	○	○ ※ (Ⅲ) 設備単位型と 組み合わせた場合のみ対象

令和6年度補正予算エネマネ事業者公募は、上記令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の両事業における赤枠内（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の事業を実施するエネマネ事業者を公募するものです。

1. エネルギー需要最適化型における 事業の概要

1. エネルギー需要最適化型における事業の概要

1-1 はじめに

これまでのエネルギー需要最適化型の事業では、省エネルギーに関するノウハウや専門家を持たない中小事業者等に対して、予め定められたEMSの導入に加え、エネルギー管理支援サービスを締結し、省エネの知見を有するエネマネ事業者がサードパーティとして計測データを活用した省エネのノウハウ等を提供することで、補助事業者自らが工場や事業場の省エネに取り組めるようにすることを目的として実施してきた。

一方、補助事業の実績を分析すると当事業が十分に活用されているとは捉えられず、中小事業者等を中心に省エネのノウハウを今後さらに普及させることが必要であり、令和6年度補正予算事業ではエネルギー需要最適化型の事業に大きな制度変更が加えられることとなった。

本事業では、従来支援してきたEMSに加え、補助事業者に対してより多くの選択肢を用意し広く省エネに取り組む地盤を築くため、新たに補助事業者自らが省エネに取り組める以下2つの種別を追加し、導入支援を実施する。

- 1) エネルギー使用量を計測、分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気付きやアドバイスをを行う機能を有したEMS（以下、「見える化型EMS」という。）
- 2) AIで実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有するEMSや、モデル予測制御により最適化された運転を実現するEMS（以下、「高度型EMS」という。）

エネルギー需要最適化型の事業では、従来のEMSまたは新たに支援対象となったEMSのいずれかを導入し、事業所全体またはプロセス・工程ごとのエネルギー使用状況を把握するとともに、省エネルギーの計画を策定し、省エネ効果2%を目安としたエネルギー利用の改善に向けた取組を行う場合に、当該EMSの導入費用を支援する。

これらの制度変更により、補助事業者がエネルギー管理を行う上での選択肢が広がり、自社の状況に合わせてEMSやエネマネ事業者を選定し、エネルギー管理支援を活用するかどうかを判断することが可能となる。その結果、これまでEMSの導入が難しかった事業者へも導入の支援を広げ、エネルギー利用最適化の第一歩であるエネルギー使用量の『可視化』を後押しすることも含め、補助事業者自らが、自身の工場や事業場のエネルギーマネジメントをより高度化できるようにすることを目的とする。

1-2 エネルギー需要最適化型の事業について

エネルギー需要最適化型の事業とは令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の両事業（以下「補助事業」という。）において、SIIが指定したEMSを用いて、効果的にエネルギー使用量およびエネルギー需要の最適化を図る事業をいう。

また、エネマネ事業者は、補助事業者の事業所に対してEMSを適切に設置するとともに、自らが有するEMSの機能を活用したエネルギー管理方法を補助事業者に提供し、補助事業の省エネルギー化と効率的なエネルギーの需給調整をより一層進める役割を担う。

1. エネルギー需要最適化型における事業の概要

1-3 エネルギー需要最適化型における事業の補助要件について

エネルギー需要最適化型の事業は、S I I に採択されたエネマネ事業者と登録された以下のEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、省エネ効果2%を目安に改善を行う事業である。

No.		名称	機能	エネルギー 管理支援	備考
①	①-1	見える化型 EMS	(伴走型) エネルギー使用量の計測・見える化 機能を有したEMS。 エネマネ事業者により、収集した データを用いた分析・提案を行う。	必須	本事業から新たに 対象とするEMS。
	①-2		(高機能型) エネルギー使用量を計測し、分析し た結果をダッシュボード上で見える 化するなど、気づきやアドバイスを 行う機能を有した、事業者が自ら省 エネ活動が展開できるEMS。	任意	
②		制御型 EMS	エネマネ事業者のエネルギー管理支 援に必要な計測・見える化・制御機 能およびセンタースystemを有した EMS。	必須	過年度の省エネ補 助金で対象として いたEMS。
③	③-1	高度型 EMS	(オートチューニング型) A I で実際の稼働状況を学習し自動 でチューニングする機能を有するE MS。	任意	本事業から新たに 対象とするEMS。
	③-2		(モデル予測制御型) モデル予測制御により最適化された 運転を実現するEMS。	任意	

2. エネマネ事業者の応募要件

2. エネマネ事業者の応募要件

2-1 エネマネ事業者応募要件について

以下、(1)～(3)を満たすことを応募要件とする。S I I は、応募申請時に提出された申請書類により応募要件を満たしているか審査を行う。さらにS I I 内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえエネマネ事業者の採択を決定する。

(1) エネマネ事業者要件

以下①～⑨の要件を満たしていること。

- ① 日本国内において登記された法人であること。
- ② 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 直近の決算において債務超過の場合は対象外とする。（コンソーシアムを構成する場合は、幹事社が②の要件を満たす場合はこの限りではない。）
- ③ 経済産業省所管の補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 応募申請書類「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
- ⑤ 補助事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
（J I S Q 2 7 0 0 1 相当の第三者認証取得が望ましい。）
- ⑥ 補助事業に限らず、過去5年間に於いて、EMSの導入及びエネルギー管理支援サービスを提供した実績があること。（コンソーシアムを構成する場合は、幹事社が実績を有していればこの限りではない。）
- ⑦ S I I が定めた誓約書に承諾し、遵守すること。
- ⑧ エネマネ事業者の業務（P. 1 0）について不足なく遂行すること。
- ⑨ 国又はS I I が調査（アンケート等）を実施する場合は、協力すること。

(2) システム要件

S I I が指定する機能（P. 1 2～1 7）を実装しているEMSを提供できること。

(3) エネルギー管理支援者要件

補助事業者が実施する以下①～④の項目について、補助事業者を支援する能力を有すること。
なお、エネルギー管理支援にあたっては、事業実施中の適切な時期において、補助事業者に対して、エネルギー管理支援報告書を提出すること。（詳細はP. 1 9を参照）

- ① 省エネルギー等の計画立案
事業実施前の工場・事業場全体のエネルギー使用量を把握し、EMS導入の計画を立てる。
- ② 省エネルギー計画の確実な実施
事前に立案した省エネルギー計画に基づく、継続的な見直し等を含む計画の遂行。
- ③ 省エネルギー実績の把握
設置した補助対象設備を活用した省エネルギー計画に基づく「省エネルギー実績」の把握。
- ④ 運用改善の実施
省エネルギー実績を踏まえた、更なる省エネルギー効果が得られるような運用改善の実施。

2. エネマネ事業者の応募要件

2-2 エネマネ事業者の業務概要について

エネマネ事業者は、補助事業において以下①～⑤の業務を確実に実施すること。補助事業者からの求めに応じ
て行う手続は、交付規程、公募要領に則り適切に行うこと。また、手続に関する全ての情報を補助事業者
に共有し、両社が同じ責任下のもとで申請を行うこと。

① 問い合わせ窓口の設置・公表と対応

補助事業に関する問い合わせ窓口（TEL・Mail等）を設置・公表し、補助事業者に適切なアドバイス
や提案等を行い、確実に対応すること。

② 従事者への教育

エネマネ事業者は、交付申請までに、エネルギー需要最適化型の事業に携わる全ての従事者に対し、交付規
程・公募要領・エネマネ事業者連絡会資料等を用いて、補助事業における遵守すべき事項、エネマネ事業者
としての義務を理解できるよう研修等を行うこと。

※国又はSIIから本事項についての資料、受講者名簿、報告書等を求めることがあるので必要書類として作成しておく
こと。

③ EMSの導入支援

SIIからの交付決定後、エネマネ事業者は補助事業者に対し適切にEMSの設置を行い、EMSにより確
実にエネルギー消費量が実測できているかを確認し、実測データがシステムに蓄積・表示できていることを、
必ずチェックリストを基に確認すること。

④ EMS機能を活用したエネルギー管理方法の共有

エネマネ事業者は、補助事業者に対して、設備の使用方法等の扱い方を正確に伝えること。

⑤ エネルギー管理支援サービスの提供

補助事業者へエネルギー管理支援サービスを提供する場合、エネルギー管理支援サービスにおいては、「エ
ネルギー管理支援者要件」に記載の①～④の支援を提供するほか、以下の業務を行うこと。

- ・ エネルギー実績を評価、分析した上でチューニング等の運用改善提案を実施
- ・ 中長期計画(EMS活用計画)の策定支援
- ・ データ登録（オープンデータ）
- ・ 調査、検査等への対応

※ 「見える化型EMS（①-2 高機能型）」及び「高度型EMS」を導入する場合はサービス提供を必須と
しない。

※ エネルギー管理支援サービスを提供した場合、3年間の実績データ（オープンデータ）の提出を行うこと。

【留意事項】

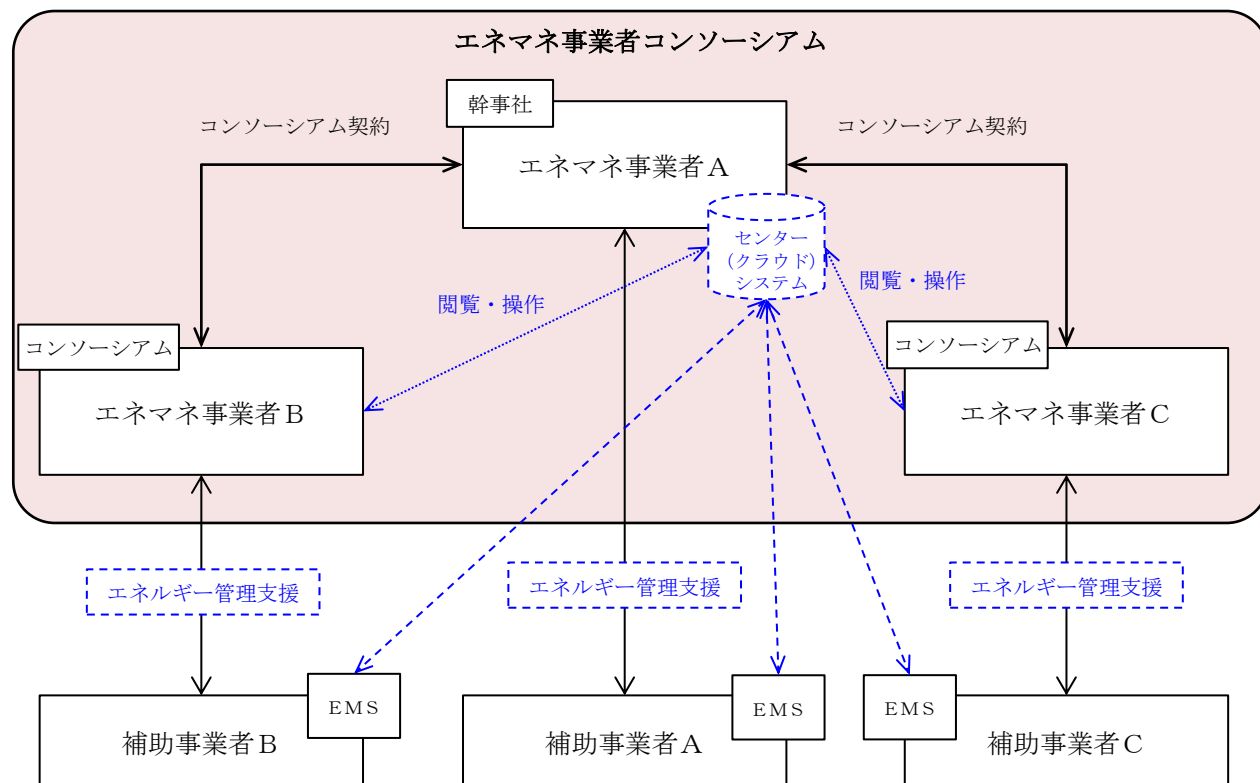
過年度の補助事業（エネマネ事業を含む）において、①～⑤の業務を確実に実施していないとの指摘や疑義
が生じた事業者については、ヒアリング等で詳細に審査を行い、外部委員会に採択の可否を諮ることとする。
エネマネ事業者が適切に補助事業者に対して運用改善等を行っていないことが発覚した場合、本事業以降の
エネマネ事業者の採択を取り消す場合があるので注意すること。

2. エネマネ事業者の応募要件

2-3 コンソーシアムでの応募申請について

原則、単独でEMSを提供することを前提とするが、より広く展開することを目的に、「特定のEMSを相互共有して提供する場合」のみコンソーシアムを構成して応募申請することができる。なお、幹事社及びコンソーシアム事業者が、他のコンソーシアム事業者として応募申請することはできない。コンソーシアムを構成する場合、センター（クラウド）システムの管理及びコンソーシアムをとりまとめる幹事社を1社選定しなければならない。（「見える化型EMS」、「高度型EMS」を導入する場合、センターシステムの運用は必須としない。）

幹事社はコンソーシアム事業者がエネマネ事業者要件（P. 9）を満たし、エネマネ事業者の業務概要（P. 10）を理解していることを確認した上で応募申請すること。



[注意事項]

- エネルギー管理支援サービスを提供する前提で事業を計画している場合、補助事業に関する手続きは、補助事業者の求めに応じ、各エネマネ事業者が担当すること。
- エネルギー管理支援サービスは、各エネマネ事業者が直接、補助事業者と契約すること。
- エネルギー管理支援サービスを提供するエネマネ事業者は、必ず省エネルギー実績の把握（P. 9（3）③）の業務が実施できる体制、ノウハウ、知見を有すること。
- 幹事社は、自社が管理権限を持つセンター（クラウド）システムでコンソーシアムがサービス提供する全補助事業者のエネルギーデータの閲覧・データ抽出・遠隔管理が行えるようシステム管理権限を必ず有すること。
- 以下の点について記載があるコンソーシアム契約書を締結すること。
 - ✓ コンソーシアム事業者がEMS機能または、エネルギー管理支援サービスを継続提供できなくなった場合は、幹事社がそのサービスを代わって継続提供すること。
 - ✓ コンソーシアム事業者がS I Iヘデータの登録（P. 10 ⑤）が行えない場合、幹事社がコンソーシアム事業者に代わって登録すること。
 - ✓ コンソーシアム内の情報セキュリティに関する取扱いについて規定化すること。
- コンソーシアムから離脱するエネマネ事業者（幹事社含む）が発生する場合は、速やかにS I Iへ報告すること。

2. エネマネ事業者の応募要件

別表Ⅰ システム要件表について

本事業において、EMSはその機能により以下5つに分類される。
それぞれのEMSのシステム要件は各説明ページを確認のうえ、適合するEMSを登録すること。

No.		名称	機能	エネルギー 管理支援	参照 ページ
①	①-1	見える化型 EMS	(伴走型) エネルギー使用量の計測・見える化機能を有したEMS。 エネマネ事業者により、収集したデータを用いた分析・提案を行う。	必須	P. 13
	①-2		(高機能型) エネルギー使用量を計測し、分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気づきやアドバイスを行う機能を有した、事業者が自ら省エネ活動が展開できるEMS。	任意	P. 14
②		制御型 EMS	エネマネ事業者のエネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能およびセンタシステムを有したEMS。	必須	P. 15～16
③	③-1	高度型 EMS	(オートチューニング型) AIで実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有するEMS。	任意	P. 17
	③-2		(モデル予測制御型) モデル予測制御により最適化された運転を実現するEMS。	任意	

2. エネマネ事業者の応募要件

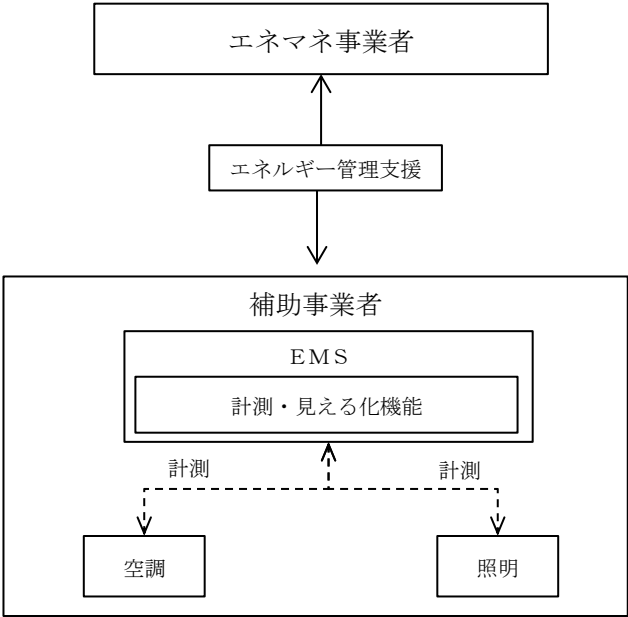
別表Ⅰ システム要件表について

①-1 見える化型EMS（伴走型）（エネルギー管理支援を必要とする）のシステム要件

「①-1 見える化型EMS（伴走型）」は、以下の機能及び、自ら提供するエネルギー管理支援に必要な機能を有すること。分析・提案機能を備えていない「①-1 見える化型EMS（伴走型）」を導入する場合は、必ずエネルギー管理支援を行うこと。

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測	・ 補助対象設備及び事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。
	2	見える化	・ 計測対象の設備又は工程・プロセスについて、ダッシュボード等、エネルギー消費量の変動内容を分析できる形で出力し、補助事業者にもエネルギー消費の変動状況がわかりやすい形で提示できること。 ・ 計測対象において、1カ月以内のエネルギー使用量を閲覧できること。 ・ 電力は事業者が自らが定めた計測範囲毎に30分以内の使用量を閲覧できること。 ・ Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	データ保存	・ S I I が指定する粒度・項目で1年間データ保存が行えること。

①-1 見える化型EMS（伴走型）のシステム構成例



2. エネマネ事業者の応募要件

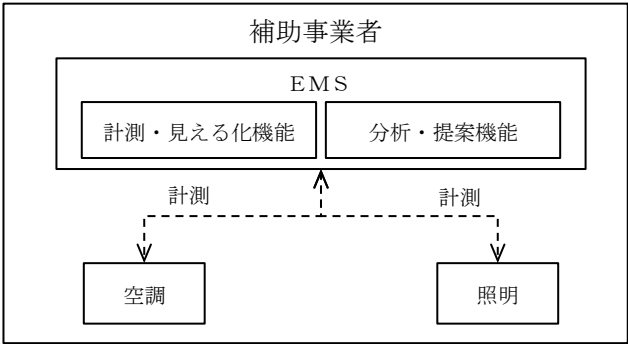
別表Ⅰ システム要件表について

①-2 見える化型EMS（高機能型）（エネルギー管理支援を必要としない）のシステム要件

「①-2 見える化型EMS（高機能型）」は、以下の機能を有すること。
分析・提案機能を備えている「①-2 見える化型EMS（高機能型）」を導入する場合は、エネマネ事業者によるエネルギー管理支援は任意とする。

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測	・ 補助対象設備及び事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。
	2	見える化	・ 計測対象の設備又は工程・プロセスについて、ダッシュボード等、エネルギー消費量の変動内容を分析できる形で出力し、補助事業者にもエネルギー消費の変動状況がわかりやすい形で提示できること。 ・ 計測対象において、1カ月以内のエネルギー使用量を閲覧できること。 ・ 電力は事業者が自らが定めた計測範囲毎に30分以内の使用量を閲覧できること。 ・ Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	データ保存	・ S I I が指定する粒度・項目で1年間データ保存が行えること。
	4	分析・提案	・ 見える化の機能に加えて、エネルギー消費上無駄が生じている点を自動で検出し、補助事業者に対し気づきの共有・アドバイスの実施ができる機能を有すること。

①-2 見える化型EMS（高機能型）のシステム構成例



2. エネマネ事業者の応募要件

別表Ⅰ システム要件表について

②制御型EMSのシステム要件

「②制御型EMS」は、原則、エネマネ事業者が管理する「センター（クラウド）システム」と、補助事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成されるEMSのことをいう。エネマネ事業者はS I I が指定する以下の機能及び、自ら提供するエネルギー管理支援に必要な機能を実装したEMSを用いること。

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測（※1）	- 見える化機能の実現及び、エネルギー管理支援に必要な項目の計測を行えること。 - 補助対象設備及び事業所全体または事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。 - 更新設備及び事業所全体の受電電力量の計測は必須とする。 - EMSの制御対象にガス・油等が該当しない場合は、ガス・油等の計測を行わず、1ヶ月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	- 電力・ガスその他エネルギーを含め、1カ月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算k l）で閲覧できること。 - 電力は全体と設備カテゴリ別（空調・照明等）の30分以内の電力使用量を閲覧できること。 - Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。 - 運用改善に資するデータを表示・確認できること。
導入拠点	3	接続機器の制御	- エネルギー管理支援に必要な制御が行えること。 - 省エネルギー更新設備や他既存設備に対し、自動でエネルギーを削減する制御機能を有すること。
	4	制御ログの保存	EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。（アンサーバック等。）
	5	短期的な通信遮断への対応（※2）	短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	- センターシステムとの通信を完全に遮断した場合またはエネルギー管理支援終了後でもスタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。 - 機器やソフトウェアの追加を行うことも可。 - 有償・無償は問わない。
センターシステム	7	遠隔管理	- 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 - 遠隔管理とは遠隔制御（ON/OFF等）や制御設定変更（目標値変更等）機能と、見える化機能のことを言う。
	8	データ保存（※3）	S I I が指定するフォーマットで3年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。
	9	デマンドレスポンス（通知／制御機能）	電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前告知と制御を行う機能を有すること。

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

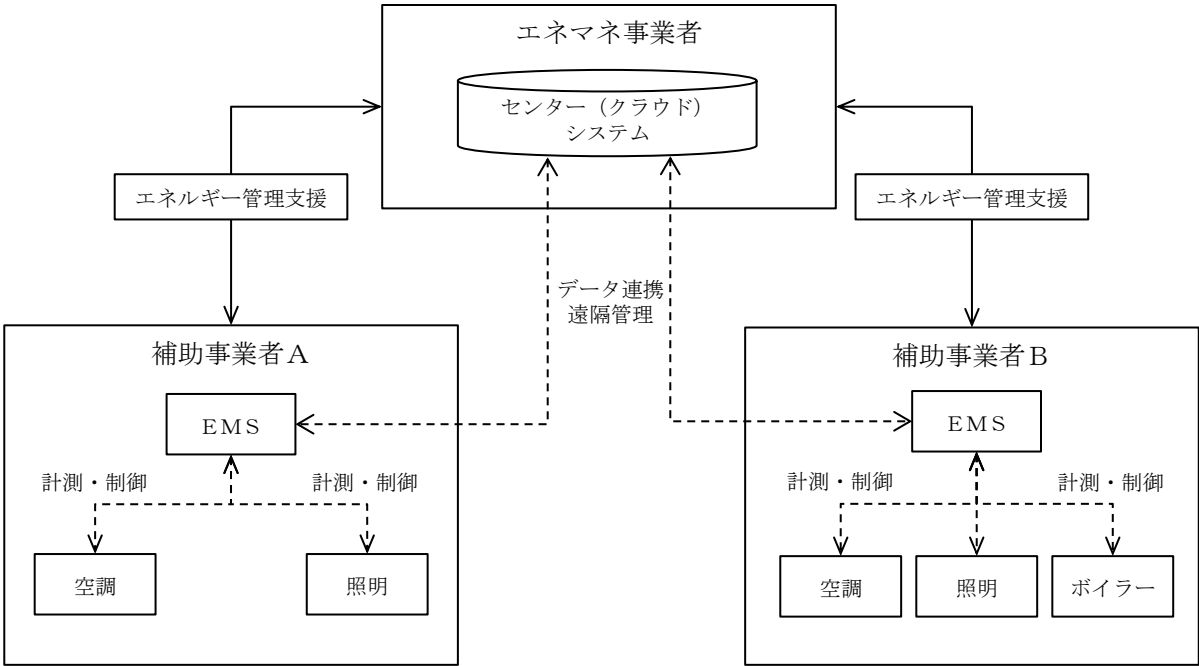
※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。

※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はS I I ホームページからダウンロードして確認すること。

2. エネマネ事業者の応募要件

別表Ⅰ システム要件表について

②制御型EMSのシステム構成例



[注意事項]

- 幹事社は、自社が管理権限を持つセンター（クラウド）システムでコンソーシアムがサービス提供する全補助事業者のエネルギーデータの閲覧・データ抽出・遠隔管理が行えるようシステム管理権限を必ず有すること。
- EMSの補助対象範囲は後日公開する公募要領を参照すること。
※ センター（クラウド）システムは補助対象外。

2. エネマネ事業者の応募要件

別表Ⅰ システム要件表について

③高度型EMSのシステム要件

「③高度型EMS」は、AIで実際の稼働状況を学習し、自動でチューニングする機能を有するEMS（③-1オートチューニング型）や、モデル予測制御により最適化された運転を実現するEMS（③-2モデル予測制御型）をいう。

＜高度型EMSとして認められるケース＞

（オートチューニング型）

- EMS自らが制御データと実際の出力状況を学習し、機器の設定を最適化させ、設備の使用における省エネルギーに取り組むシステム・機器。
- AIを活用し、独自で収集した影響因子の変数等を学習、設備の最適稼働を自動算出し、それに基づき制御または運用改善を行うシステム・機器。

（モデル予測制御型）

- 工場等の複数の制御対象設備について、その稼働状況を数理モデルで表現するとともに、制御対象設備の実際の稼働状況等の数値を継続的に取得し、制御対象設備全体としてのエネルギー消費量がより少なくなるよう最適化問題を継続的に解くことによって、各設備に対して制御入力を行うための一連のシステム・機器。

＜高度型EMSとして認められないケース＞

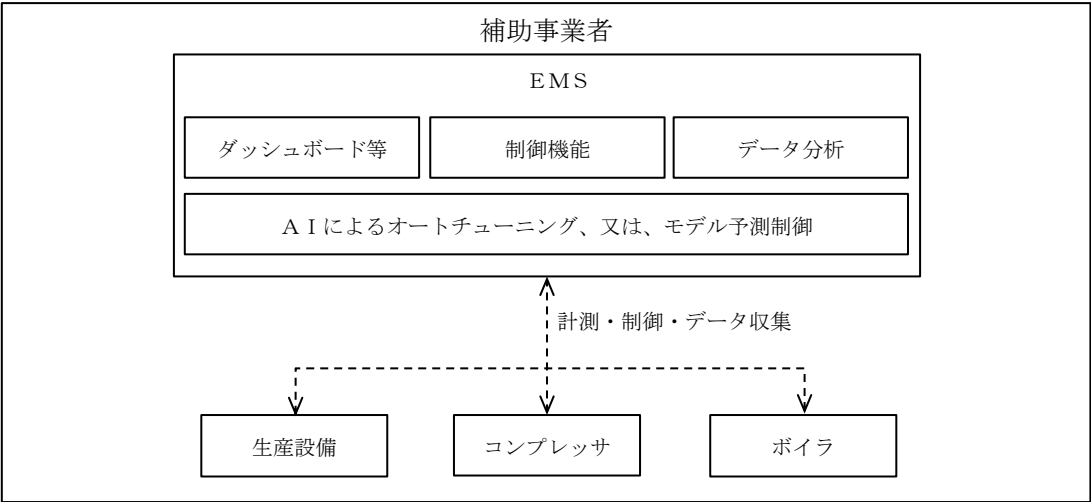
- デマンドコントローラーのみの機能や、単一の制御機構に則ったチューニング機能のみを有するもの。
- AI学習機能や分析・提案機能を有するものの、見える化や制御などの基本要件を有していないもの。

【高度型EMSにおける提出書類】

高度型EMSの登録申請を行う場合は、P. 30記載の「提出書類」に加え、以下の書類を提出すること。

- ・ 高度型EMSにおいては、その導入実績と導入事例資料を必ず提出すること。
- ・ 高度型EMSにおいては、カタログまたはホームページを印刷したものなど、高度型要件に適合することが読み取れる資料を必ず提出し、該当する箇所にマーカーなどでラインを引くこと。

③高度型EMSのシステム構成例



3. (参考資料)中長期計画策定

3. (参考資料)中長期計画策定

エネルギー需要最適化型事業においては、令和6年度補正予算事業より、EMSの活用による省エネの取組についての中長期計画の策定・成果の公表を、EMSの導入事業者に対して求めることとする。（中長期計画や成果公表の詳細は、後日公開する補助事業の公募要領を参照すること）

エネマネ事業者は、同計画の策定にあたって、具体的な省エネ取組の提案を行う等、事業者に対して必要な支援を行うこと。

3-1 エネルギー管理支援の考え方について

エネルギー管理支援を行う場合は、下図の①から④のPDCAサイクルを回すことで、継続的な運用改善を行うことが望ましい。

(P l a n)	省エネルギー計画の立案、省エネ施策の検討
(D o)	省エネ施策の実施
(C h e c k)	省エネ効果の確認
(A c t i o n)	省エネ施策の定着、更なる省エネ取組の実施

なお、エネルギー管理支援にあたっては、エネマネ事業者は、事業実施中の適切な時期において、補助事業者に対して、エネルギー管理支援報告書を提出することを要件としている。（P. 9 参照）

エネマネ事業者から補助事業者へ提出する「エネルギー管理支援報告書」の内容は、以下の内容を満たすこと。

- エネマネの対象工程におけるエネルギー消費量実績（全体・燃料種別）
 - EMS導入当初のエネルギー使用量
 - 省エネ取組実施後のエネルギー使用量
 - 省エネルギー達成率
 - 省エネルギー取組
 - 補助事業者が実施可能と考えられる省エネ取組
- ※ 報告書作成時点で提案済みのものも含めて記載すること
- ※ 省エネルギー達成率が2%に満たない場合には、提案済みのものに加え、追加の提案を行うこと
- ※ 合計で3項目以上の省エネ取組を提案すること

3.（参考資料）中長期計画策定

3-2 EMSの制御・運用改善の考え方について

【EMS制御による省エネルギー量の事例】

機器種別	事 例
照明	制御事例：照明計測による調光制御等
	● 制御対象照明の各回路を直接実測した値 ● 各分電盤別電力使用量を実測、分電盤内の照明以外の電力使用量（OA・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 ● 調光制御を行う場合、調光出力と使用電力の比例関係を求めて計算した値
空調	制御事例：空調機ファンのINV制御、外気冷房制御、最小外気取入れ制御（CO ₂ 濃度制御）等
	● 制御前、制御中の空調機使用電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ● 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
熱源	制御事例：熱源機台数制御、最適起動停止制御、送水温度設定制御等
	● 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出し、これを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績等を根拠とした数値

※EMSプログラム変更や設定値の変更などによる効果は、EMS制御による省エネルギー効果に含むこと。

【EMSを活用した運用改善の事例】

機器種別	事 例
照明等	● 使用実態に合わせた照明点灯時間の調整（タイマー等によるもの） ● エリア別照度計測結果による照明照度や点灯エリアの調整、点灯エリアの細分化
空調等	● 空調立ち上げ時間変更や運転台数調整等によるもの ● 冷温熱と搬送動力を組み合わせた効率の改善 ● 室温やCO₂濃度実測結果に基づく温度設定やダンパ開度の最適化 ● 冷却水温度の最適化
生産設備等	● 燃焼機器の燃焼効率調整、空気比の調整 ● 圧縮機等の適正圧力調整 ● ボイラー・圧縮機等の運転台数や台数制御の見直し・運転スケジュール調整

3. (参考資料)中長期計画策定

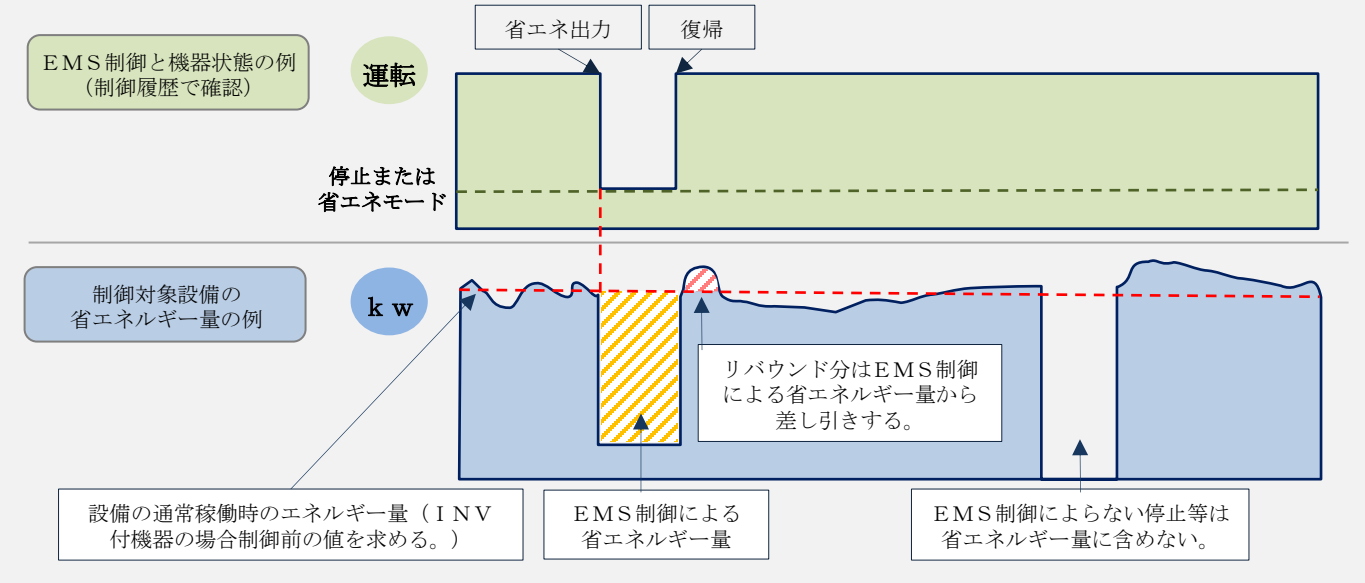
3-2 EMSの制御・運用改善の考え方について

EMS制御による省エネルギー効果の計測、計算は、以下の方法を参考のこと。

1. 連続計測データと制御履歴から計算を行う方法

$$\text{EMS制御省エネルギー量} = \text{削減出力（実測値）} \times \text{制御時間（実制御時間）}$$

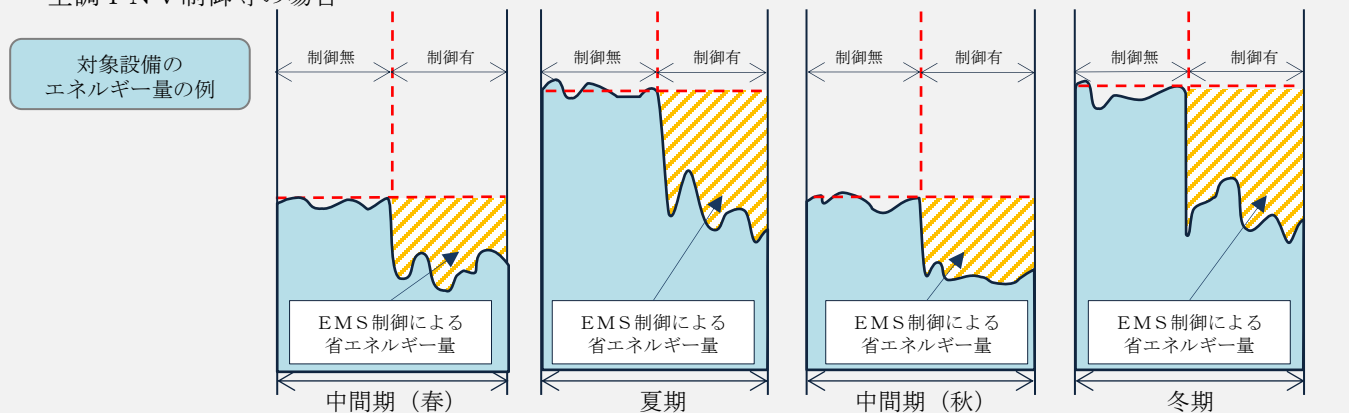
換気ファン間欠運転制御の場合の計測例



2. 一定期間の制御有無の計測データから計算を行う方法（上記連続計測データからの算出が困難な場合）

$$\text{EMS制御省エネルギー量} = \text{制御無エネルギー使用量実績} - \text{制御有エネルギー使用量実績}$$

常に制御指令がONであり、設備状況や負荷状況により効果となる制御の場合の計算例
空調INV制御等の場合



1年間を4つの期間に分け、同一条件で一週間以上計測したイメージ図

- ✓ 制御有無は同じ条件（気温・負荷・生産量等）で計測を行うこと。ただし、条件に違いがある場合には、その影響を分析評価して計算に加えること。
- ✓ 制御有無の計測時間は、設備種類や制御方法に応じて、制御効果が十分に比較できる期間計測すること。
- ✓ 季節変動がある設備（空調等）は夏季・中間期・冬季で各々制御有無の計測を行うこと。

3. (参考資料)中長期計画策定

3-3 デマンドレスポンス(DR)の考え方について

「制御型EMS」の要件におけるデマンドレスポンス（DR）は、エネマネ事業者側の操作により、補助事業者のエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させる取り組みを指す。DR機能を有するEMSは、電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前告知を行う通知機能と、制御を行う制御機能を有していること。（P. 15 参照）

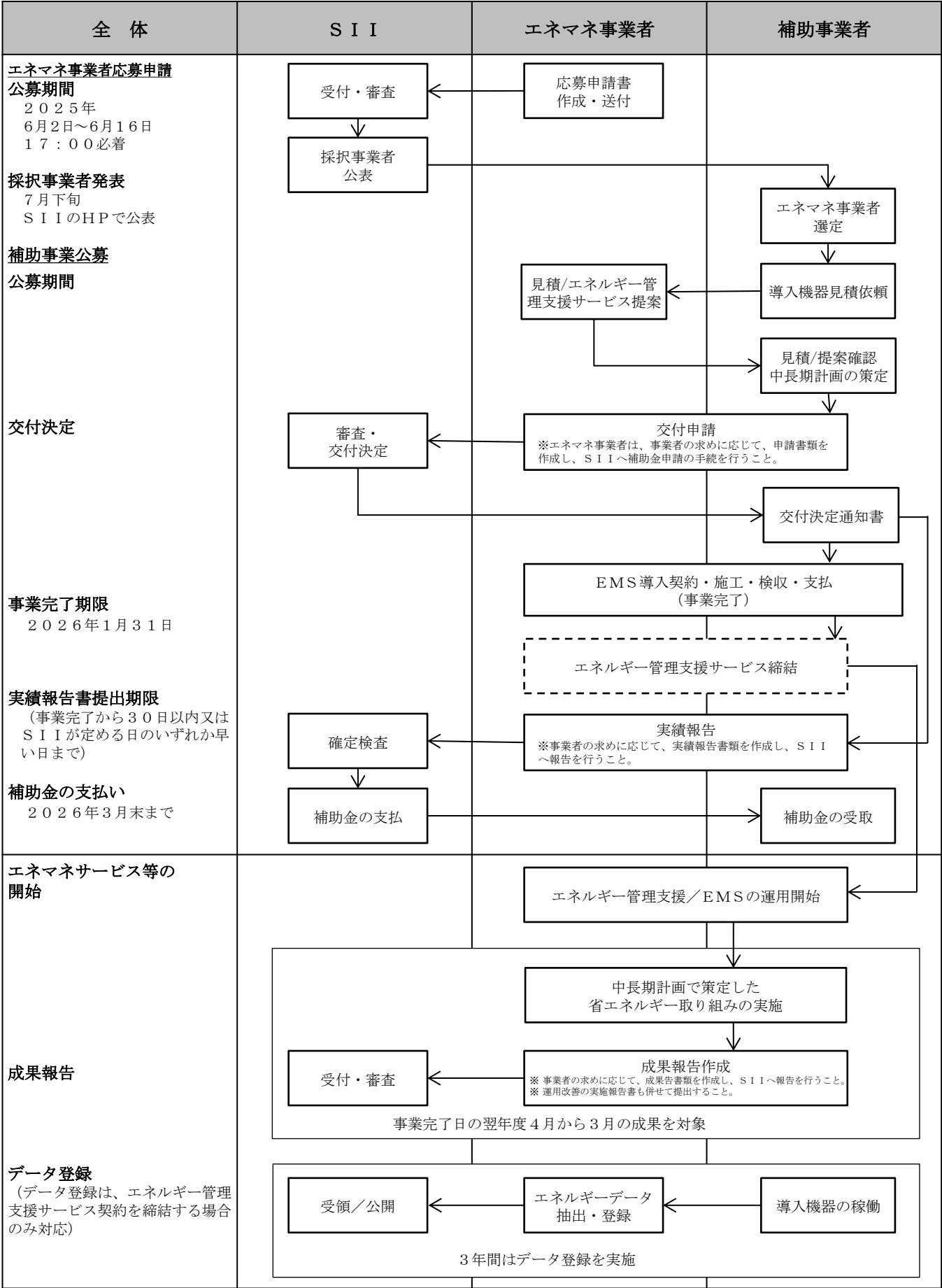
- デマンドレスポンス（DR）は、再エネ余剰時に電力需要を増加させる「上げDR」、電力需給ひっ迫時に電力需要を減少させる「下げDR」の2つを想定する。

項目	概要	DRの方法	イメージ
上げDR	再エネ余剰時に電力需要を増加させるDR	エネマネ事業者が、電力会社等から要請を受け取り、導入拠点に電力の需要増加を指令する。	
下げDR	電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させるDR	エネマネ事業者が、電力会社等から要請を受け取り、導入拠点に電力の需要抑制を指令する。	

4. エネルギー需要最適化型の事業の流れと 実施における留意点

4. エネルギー需要最適化型の事業の流れと実施における留意点

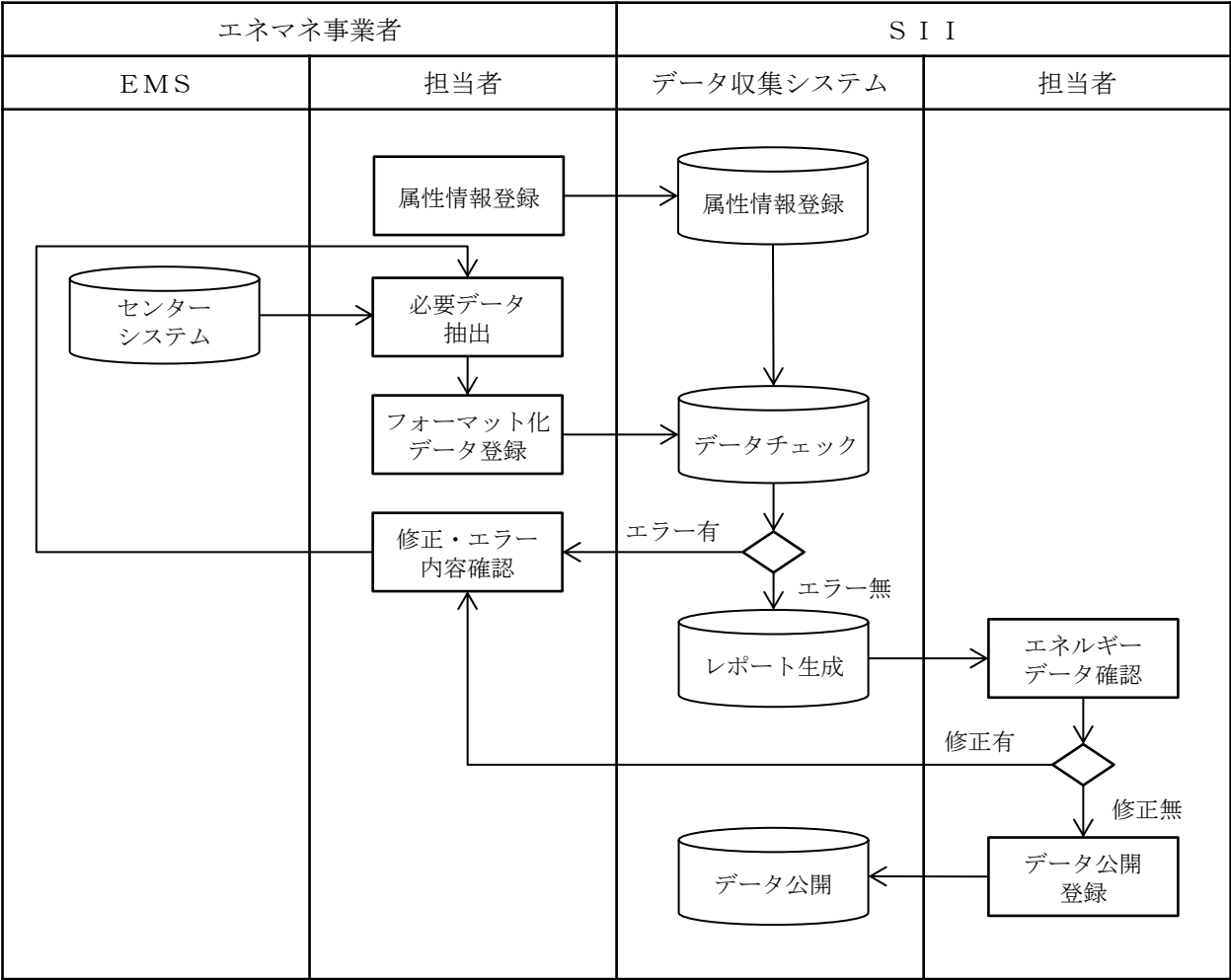
4-1 エネマネ事業者の業務全体像と流れ



4. エネルギー需要最適化型の事業の流れと実施における留意点

4-2 データ登録(オープンデータ)に関して

エネルギーデータ（属性情報・30分値・月間値）は、専用のシステムから登録を行う。操作方法等の詳細は、個別事業で採択されたエネマネ事業者にのみ資料を配布するが、報告データフォーマットは、S I I のHPで公開されているものを確認すること。



- 自動データチェックで異常値がある場合は、データ登録を受け付けることができない場合がある。
 - 登録された属性情報と登録データに差がある。（例：照明計測有で照明データ無）
 - 計測値が大きすぎるもしくは小さすぎる。（床面積比、契約電力比 等）
 - 欠損もしくは計測値「0」が多すぎる。
 - 空調と照明の計測値が逆の可能性。
 - 子メーターの合計値が全体値を超えているなど。
- 報告されたデータは、事業所が特定できない状態で原則公開する。
 - ロードカーブ
 - エリア、業種、契約電力など。

※ 提出方法や時期については、エネマネ事業者担当者や補助金申請担当者へ別途案内する。

※ S I I へデータ提供することについて、予め補助事業者に適切な同意を取得するものとする。

※ データ登録は、エネルギー管理支援サービス契約を締結する場合に限る。

5. エネマネ事業者の応募方法

5. エネマネ事業者の応募方法

5-1 応募の流れ

令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の両事業におけるエネマネ事業者の応募申請を統合して行うため、応募申請に係る手続きを各事業で行う必要はない。

応募申請を行う事業者はS I I ホームページ (<https://sii.or.jp/>) にてアカウントを取得し、エネマネ事業者ポータルにログイン。必要事項を入力して、1つの応募申請書類を作成すること。

なお、令和5年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のエネマネ事業者に登録されているエネマネ事業者も新規応募申請となるため、S I I ホームページにてアカウントを取得すること。

公募要領を確認

エネマネ事業者の応募要件（P. 9）が全て満たすことを確認する。

必要書類の用意

エネマネ事業者ポータルへ情報を入力するために必要な添付書類を揃える。

応募申請エネマネ事業者

（注）令和5年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のエネマネ事業者に登録されているエネマネ事業者も新規応募申請となるため、S I I ホームページにてアカウントを取得すること。

S I I ホームページにてポータルアカウント登録

エネマネ事業者ポータルへの入力

（注）ポータルに入力する内容は応募申請書類の内容と必ず一致させること。

応募申請書類の作成

入力した情報を確認の上、書類作成機能から指定書類を出力すること。

応募申請書類のアップロード・提出

提出書類を全て揃え適切にファイリングして提出期限までにS I I へ郵送すること。

S I I による審査

具体的な実績・技術支援の教育方法等の詳細をS I I が求めた場合は対応すること。

S I I による採択

応募情報をもとにエネマネ事業者PRシート（システム機器・サービスなど）を公開する。

応募申請に際し、質問等はメール（ems01@sii.or.jp）のみ受付。
個別に来社頂いての質問はご遠慮ください。

5. エネマネ事業者の応募方法

5-2 提出書類

●は提出必須 ○は該当する場合提出

No	書類名称		様式	提出者		注意事項
				幹事社	コンソ	
1	(様式1) エネマネ事業者応募申請書		ポータル出力	●	-	押印は不要。なお、社内決済ルール等により必要な場合は、押印も可とする。
2	(別紙) エネマネ事業者応募申請書		ポータル出力	-	●	押印は不要。なお、社内決済ルール等により必要な場合は、押印も可とする。
3	(様式2) 事業者概要書		ポータル出力	●	●	
4	(様式3) 実施体制図		ダウンロード	●		コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアムの範囲と各社の役割がわかるように記載すること。
			アップロード			
5	(様式4) システム概要書・確認書		ポータル出力	●		複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに1枚ずつ作成・提出すること。
			アップロード			
6	(別紙1) 役員名簿		ダウンロード	●	●	書類提出時点の、全ての役員を記載すること。(執行役員を除く。)
7	商業登記簿謄本		自由書式	●	●	発行から6か月以内のもの。原本コピー可、オンライン請求PDF可。
8	会社概要		自由書式	●	●	会社パンフレット等。会社概要がわかるHPのキャプチャ等可。
9	決算書		自由書式	●	●	・直近1年分で単独決算の貸借対照表を添付すること。表紙も添付のこと。 ※連結決算の場合は単独決算書を添付すること。(決算短信でも可。)
10	コンプライアンス体制図		自由書式	●	●	社内で決済されたコンプライアンス遵守の仕組みがわかる規定と体制図を提出すること。
11	情報セキュリティポリシー等		自由書式	●	●	・社内で決済された情報管理における取り組みがわかる資料。 ・第三者認証を取得している場合、認証証明書、社内規定のコピー等。
12	システム・機器の概算見積り		自由書式	●		様式4におけるイニシャルコストの概算見積り。(全システム分)
13	エネルギー管理支援サービス契約書(案文可)		自由書式	○	○	・報告時の個人情報の提供、補助金の返還等、補助金に関係する必要な文言を反映すること。 ・S I I が指定するエネルギー管理支援者要件の①～④の支援が提供できる文言を反映すること。 該当箇所にはラインなどを引いて、アップロードすること。(手引き参照) ・コンソーシアムを構成する場合で、サービス内容やフォーマットが異なる場合は全コンソーシアム分提出すること。
			アップロード			
14	エネルギー管理支援における省エネルギー実績報告の実施例(書名、書式は各社による)		自由書式	●	○	・過去5年において、補助事業に限らず、省エネルギー実績報告書等とその内容を踏まえた改善事例等の実施例を提示すること(顧客名称はマスキングしてもよい。) ・計測に基づいた分析レポートと改善提案の記載があること。 ・コンソーシアムを構成する場合で、サービス契約書が異なる場合は全コンソーシアム分提出すること。
15	EMS導入実績の根拠となる実施例		自由書式	●	○	・過去5年において、補助事業に限らず、導入実績(導入時期、事業者の業種、延床面積、システム構成図)が確認できること。 ・要件を満たした機能を実装しているEMSの導入が確認できること。 ※デマンドコントローラのみの導入は該当しない。
16	誓約書類		ポータル出力	●	●	・誓約書および暴力団排除に関する誓約事項 ・コンソーシアムを構成する場合は、全事業者が記入すること。 ・押印は不要。なお、社内決済ルール等により必要な場合は、押印も可とする。
17	カタログ類	EMS、構成製品のカタログまたは仕様書	自由書式	●		・提案するEMSのシステム概要、構成する製品のスペック、価格等がわかる書類を添付すること。 ・カタログが無い場合も製品のスペック等が説明できる資料を添付すること。 ※審査においては価格等、補足の説明書類のご提出を依頼する場合があります。
複数のエネマネ事業者でコンソーシアムを構成する場合						
18	コンソーシアム締結契約書(案文可)		自由書式	●		エネマネ事業者の応募申請にあたり、コンソーシアム各社間で交わす契約書。(本資料P.11参照)
			アップロード			

- ※ 高度型EMSを登録申請する場合、上記提出書類に加え、P.17記載の書類も提出すること。
- ※ 高度型EMSまたは見える化型EMSを導入し、サービス契約を締結しない事業のみを実施する場合は、No.13の提出は不要とする。ただし、サービス契約を行わない旨の書類を提出すること。(指定書式)
- ※ 提出書類No.1～6については、印刷を片面印刷で行うこと。
- ※ 提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。(書類自体にはインデックスを付けない。)
- ※ 該当提出書類は、全て出力しファイリングのうえ提出すること。

5. エネマネ事業者の応募方法

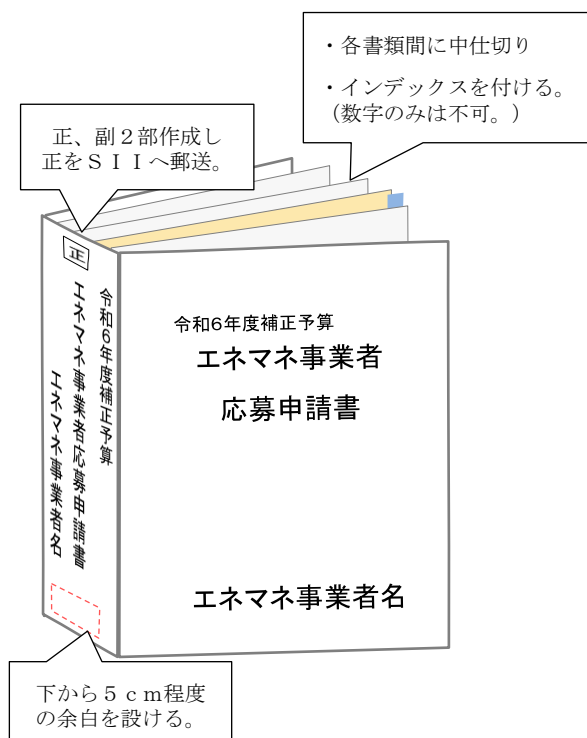
5-3 提出方法

- 提出書類に不備・不足等があると選考の対象にならない場合があるので注意すること。
- 指定様式の書類は、原則すべての項目について記載すること。
- 関係箇所が判別し難い書類（カタログや価格表、契約案等）は付箋やマーカーで目印をつけること。

◆ファイルの作成方法

応募申請書は『正』『副』各1部、合計2部作成。

『副』は『正』をそのまま複写し、担当者が保管すること。



【注意事項】

- 該当書類はA4ファイル（2穴・ファイルの形状問わず）綴じとし、表紙及び背表紙に事業名称、申請書名称及びエネマネ事業者名を記載すること。
- ファイルは、書類に応じた厚さにすること。
- 全ての書類は穴を開け、直接ファイリング。（クリアフォルダには入れない。）
書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 書類のホッチキス止め不可。
- 各書類の最初には、「提出書類一覧」に示す提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。（書類自体にはインデックスを付けない。）
提出書類は、全て写しをとり控え書類『副』を作成、保管すること。保管書類をもってSIIからの問い合わせに対応できるようにすること。
写し書類で申請することがないようにすること。

5-4 応募申請期間

令和7年6月2日（月） ～ 令和7年6月16日（月） 17時必着

※提出書類は、原則配送状態が確認できる手段で郵送すること。（直接、持参は不可。）

5-5 お問い合わせ・提出先

【お問い合わせ先】

TEL 03-5565-4773（受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00）

Mail ems01@sii.or.jp ※原則、メールでの問い合わせのみ受付。

【エネマネ事業者応募申請書ファイル提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 銀座2丁目松竹ビル6階

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部

令和6年度補正予算 エネマネ事業者担当 宛

6. 応募申請書の作成例

6. 応募申請書の作成例

■ 書類について

区 分	説 明
ポータル出力	エネマネ事業者ポータルに入力した内容が、指定の書類形式で出力される。
ダウンロード	S I I のHPからフォーマットをダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。
アップロード	作成した書類をエネマネ事業者ポータルへアップロードすること。
自由	指定様式は無いため、各エネマネ事業者で用意すること。

6. 応募申請書の作成例

6-1 (様式1)エネマネ事業者応募申請書

ポータル出力

(様式1)

〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 殿

住 所 東京都中央区●●町目●番●号

申 請 者 事業者名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 環境 太郎

役職は登記簿と合わせること。

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

令和6年度 エネマネ事業者 応募申請書

令和6年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金におけるエネマネ事業者として、応募申請いたします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程、及びエネマネ事業者公募要領（令和7年6月2日）の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」におけるエネルギー需要最適化型の事業の実施を計画していない場合でも、本応募申請書を提出すること。

6. 応募申請書の作成例

ポータル出力

〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日

令和6年度補正省エネ補助金共同事業体 代表幹事
一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 殿

住 所 東京都中央区●●町目●番●号

申 請 者 事業者名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 環境 太郎

役職は登記簿と合わせること。

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

令和6年度 エネマネ事業者 応募申請書

令和6年度省エネルギー投資促進支援事業費補助金におけるエネマネ事業者として、応募申請いたします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程、及びエネマネ事業者公募要領（令和7年6月2日）の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」における
エネルギー需要最適化型の事業の実施を計画していない場合でも、本応募申請書を提出すること。

6. 応募申請書の作成例

6-2 (別紙)エネマネ事業者応募申請書

ポータル出力

(別紙)

〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日

令和6年度 エネマネ事業者 応募申請書
(コンソーシアム事業者)

令和6年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び省エネルギー投資促進支援事業費補助金におけるエネマネ事業者として、応募申請いたします。

住 所 東京都中央区●●町目●番●号

事 業 者 事業者名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 環境 太郎

役職は登記簿と合わせること。

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

6. 応募申請書の作成例

6-3 (様式2)事業者概要書

ポータル出力

(様式2)(/)

事業者概要書

1. 事業者情報

フリガナ	〇〇カブシキガイシャ		
事業者名	〇〇株式会社		
所在地	〒 〇〇〇〇 〇〇〇	東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号	
代表者氏名	環境 太郎		
設立年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	資本金(万円)	1,000
業種	製造業 / 電気機械器具製造業		
会社HP	https://www.〇〇〇.co.jp		

P. 45の「日本標準産業分類」を参考に選択すること。

2. 担当者情報

S I I から直接問合せが可能な実務担当者情報を入力すること。
事業責任者等を記載しないこと。

住所	〒 〇〇〇〇 〇〇〇 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号		
所属	〇〇事業部		
役職	主任		
担当者氏名	〇〇 〇〇	携帯電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
MAIL	〇〇〇@〇〇〇.co.jp		

複数の担当者に配信されるグループアドレスではなく、個人アドレスとすること。グループアドレスを登録する場合は、担当者が責任を持ってS I I からの連絡に対応すること。

3. 決算情報

	資産合計(百万円)	負債合計(百万円)	純資産合計(百万円)
最新期	1,000	300	700

4. エネルギー管理支援サービス件数

	最新期	1期前	2期前	3期前	4期前	最新期までの合計
件数	20件	10件	10件	15件	15件	80件

5. EMS導入件数

	最新期	1期前	2期前	3期前	4期前	最新期までの合計
件数	25件	10件	10件	15件	15件	80件

各期の集計期間は、4月～3月とする。
※ 自社の決算期ではない。
※ 詳細については、別途公開の「エネマネ事業者応募申請の手引き」を参照すること。

6. 応募申請書の作成例

6-4 (様式3)実施体制図

ダウンロード

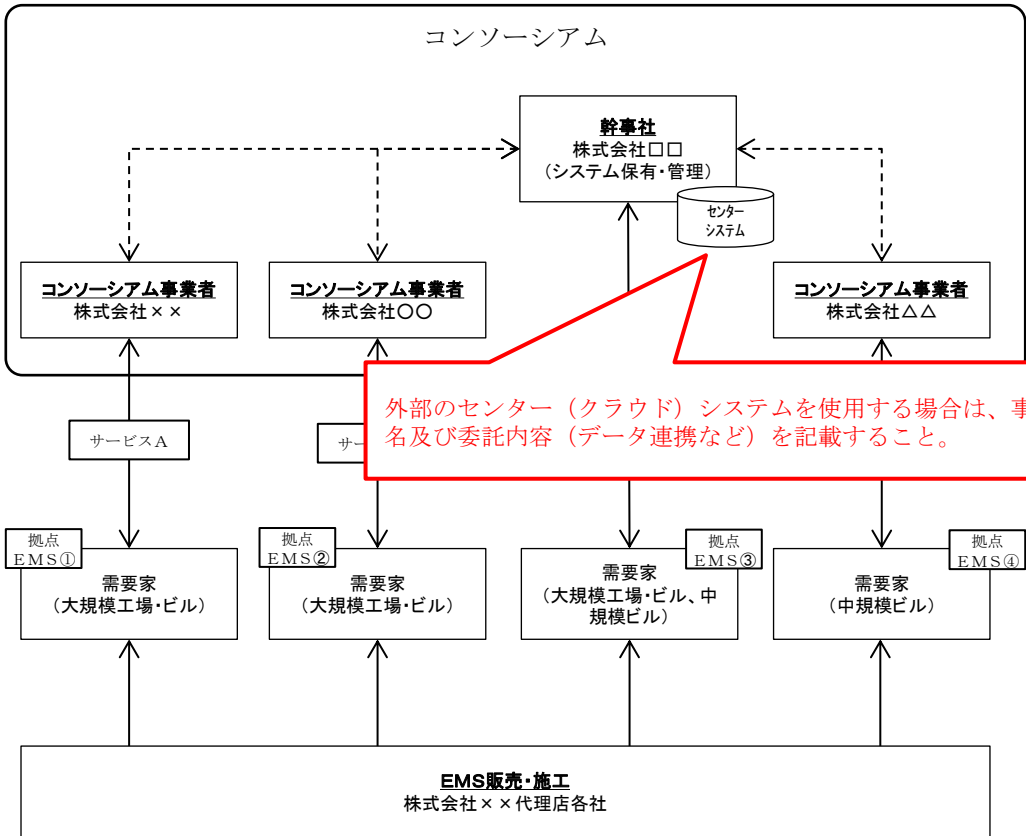
アップロード

(様式3)

実施体制図

事業者名	〇〇株式会社					
コンソーシアム事業者名 ※該当者のみ	1	株式会社××	7		13	
	2	株式会社〇〇	8		14	
	3	株式会社△△	9		15	
	4		10		16	
	5		11		17	
	6		12		18	

※幹事社・コンソーシアム事業者を明確にすること。
※EMSの販売及び施工をコンソーシアム外で行う場合は、体制図に記載すること。



6. 応募申請書の作成例

6-5 (様式4)システム概要書

ポータル出力

アップロード

ポータルより出力したフォーマットのセル幅やサイズなどを変更しないこと。

(様式4)

〇〇株式会社

システム概要書

ポータルより出力し、
幹事社名が記載されていること。

1. システムスペック

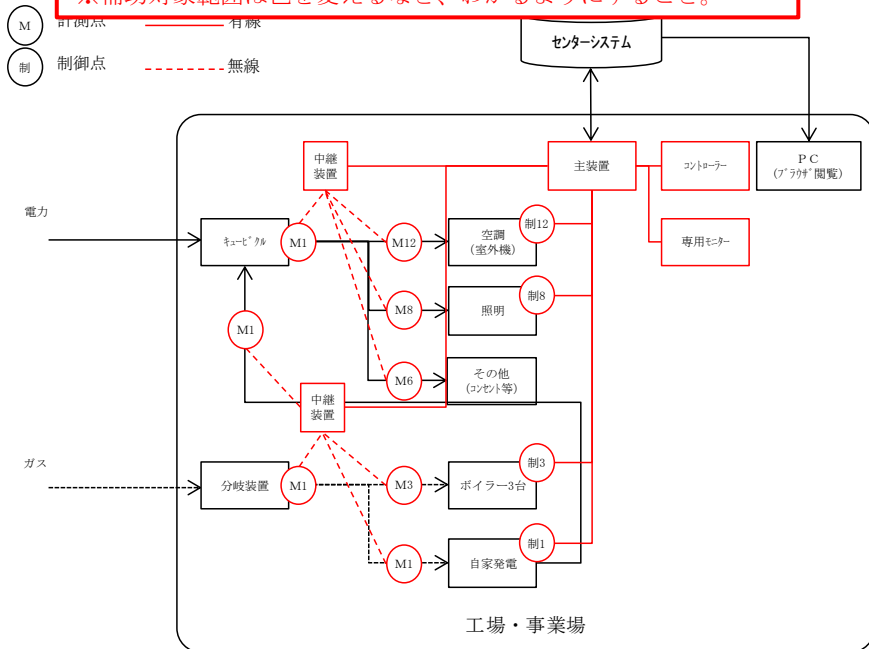
システム・機器名称	〇〇EMS・Standard									
対象業種	卸売業、小売業、金融業・保険業、医療、福祉					対象規模	☒ 低圧	☐ 高圧 小口	☐ 高圧	☐ 特別 高圧
最大計測点数	無制限	計測可能 エネルギー種	☒ 電力 ☐ ガス ☐ 油 ☐ 熱 ☐ 水 ☐ その他 ()							
最大制御点数	500	制御可能機器	☒ 空 ☐ 照 ☐ 冷 ☐ 自 ☐ コ ☐ ボ ☒ 蓄 ☐ 生産 ☐ 他 ()							
スタンダアロン 利用変更	有償	スタンダアロン 利用方法	 							

2. 主要なシステム構成

業種	卸売業、小売業			契約電力	1500kW
計測点数	33点（電力28点、ガス5点）	制御点数	24点（空調12点、照明8点、ボイラ3点、自家発電1点）		

システム・機器構成図

- ※想定する工場・事業場への具体的な導入構成を記載すること。
- ※計測点数・制御点数を明確にすること。
- ※補助対象範囲は色を変えるなど、わかるようにすること。



3. 概算見積金額

初期費用（EMS）	
合計	¥5,500,000
設備費	¥2,000,000
工事費	2. 主要なシステム構成（業種、契約電力、計測点数、制御点数）に合わせた見積金額にすること。
その他	¥500,000

4. 登録主装置

名称	メーカー
○○○○○○	○○○○
型番	主装置価格
sample-001	¥500,000

システム・機器番号：GEK-00001

6. 応募申請書の作成例

6-6 (様式4)システム確認書

ポータル出力

〇〇株式会社

システム・機器名称				
区分	No.	項目	確認	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測 (※1)	☐	
	2	見える化	☐	
	3	接続機器の制御	☐	
	4	制御ログの保存	☐	
	5	短期的な通信遮断への対応 (※2)	☐	
	6	スタンドアロン稼働	有償 ☐ 無償	
センターシステム	7	遠隔管理	☐	
	8	データ保存 (※3)	☐	
	9	デマンドレスポンス (通知／制御機能)	☐	

各システム要件を確認し、要件を満たす説明をポータルへ入力すること。
「見える化型EMS」および「高度型EMS」における記入については、手引き参照。

継続方法を選択し、継続使用の対応方法を要件の欄に入力すること。

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。
※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。
※3 指定報告フォーマット（属性・月間値・30分値）はSIIのホームページからダウンロードして確認すること。

6. 応募申請書の作成例

6-7 (別紙1)役員名簿

ダウンロード

(別紙 1)

コンソーシアムを構成して申請する場合は
全事業者分提出すること。

役員名簿

[illegible]

(注)

（注）
 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

6. 応募申請書の作成例

6-8 誓約書

ポータル出力

コンソーシアムを構成して申請する場合は
全事業者分提出すること。

〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住 所 東京都中央区●●町目●番●号

申 請 書 事業者名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 環境 太郎

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

令和6年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び
省エネルギー投資促進支援事業費補助金における
エネマネ事業者の業務における遵守事項誓約書

当社は、令和6年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び省エネルギー投資促進支援事業費補助金において、補助事業者と共同でエネルギー需要最適化型を実施する者（以下、「エネマネ事業者」という。）の採択を受けるにあたり、以下事項を遵守することをここに誓約いたします。

- エネマネ事業者公募要領に定めるすべての事項を遵守します。
- 補助事業を申請するにあたっては、S I I が定める補助事業の交付規程、公募要領の規定・基準・義務等すべてについて遵守します。
- 本事業への申請に際し、幹事社単体およびコンソーシアム事業者の組織として会社の承認を得たうえで申請していることを遵守します。

6. 応募申請書の作成例

6-9 暴力団排除に関する誓約事項

ポータル出力

コンソーシアムを構成して申請する場合は
全事業者分提出すること。

〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日

事業者名 〇〇株式会社

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

6. 応募申請書の作成例

6-10 (参考)エネマネ事業者PRシートについて

エネマネ事業者の採択後、エネマネ事業者ポータルに入力された情報を基に「エネマネ事業者PRシート」を作成しホームページに公開する。（PRシートはS I Iで作成する。）

多くの一般の事業者が情報閲覧することを踏まえ、略式名称等の入力は避け、わかりやすい表記・表現で入力すること。

また、誤字脱字のないよう、注意すること。

[illegible]

※レイアウト・表示内容は変更になる場合がある。

6. 応募申請書の作成例

6-11 (参考)日本標準産業分類

大分類			中分類	分類項目名	大分類			中分類	分類項目名
A	農業, 林業		01	農業	I	卸売業, 小売業 (続き)		53	建築材料, 鉱物・金属材料等 卸売業
			02	林業				54	機械器具卸売業
B	漁業		03	漁業(水産養殖業を除く)				55	その他の卸売業
			04	水産養殖業				56	各種商品小売業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業		05	鉱業, 採石業, 砂利採取業				57	織物・衣服・身の回り品小売業
								58	飲食料品小売業
D	建設業		06	総合工事業				59	機械器具小売業
			07	職別工事業(設備工事業を除く)				60	その他の小売業
			08	設備工事業				61	無店舗小売業
E	製造業		09	食料品製造業	J	金融業, 保険業		62	銀行業
			10	飲料・たばこ・飼料製造業				63	協同組織金融業
			11	繊維工業				64	貸金業, クレジットカード業等 非預金信用機関
			12	木材・木製品製造業(家具を除く)				65	金融商品取引業, 商品先物取引業
			13	家具・装備品製造業				66	補助的金融業等
			14	パルプ・紙・紙加工品製造業				67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
			15	印刷・同関連業	K	不動産業, 物品賃 貸業		68	不動産取引業
			16	化学工業				69	不動産賃貸業・管理業
			17	石油製品・石炭製品製造業				70	物品賃貸業
			18	プラスチック製品製造業	L	学術研究, 専門・技 術サービス業		71	学術・開発研究機関
			19	ゴム製品製造業				72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
			20	なめし革・同製品・毛皮製造業				73	広告業
			21	窯業・土石製品製造業				74	技術サービス業(他に分類され ないもの)
			22	鉄鋼業	M	宿泊業, 飲食サー ビス業		75	宿泊業
			23	非鉄金属製造業				76	飲食店
			24	金属製品製造業				77	持ち帰り・配達飲食サービス業
			25	はん用機械器具製造業	N	生活関連サービス 業, 娯楽業		78	洗濯・理容・美容・浴場業
			26	生産用機械器具製造業				79	その他の生活関連サービス業
			27	業務用機械器具製造業				80	娯楽業
			28	電子部品・デバイス・電子回路 製造業	O	教育, 学習支援業		81	学校教育
			29	電気機械器具製造業				82	その他の教育, 学習支援業
			30	情報通信機械器具製造業	P	医療, 福祉		83	医療業
			31	輸送用機械器具製造業				84	保健衛生
			32	その他の製造業				85	社会保険・社会福祉・介護事業
F	電気・ガス・熱供 給・水道業		33	電気業	Q	複合サービス事業		86	郵便局
			34	ガス業				87	協同組合(他に分類されないもの)
			35	熱供給業	R	サービス業(他に 分類されないもの)		88	廃棄物処理業
			36	水道業				89	自動車整備業
G	情報通信業		37	通信業				90	機械等修理業
			38	放送業				91	職業紹介・労働者派遣業
			39	情報サービス業				92	その他の事業サービス業
			40	インターネット附随サービス業				93	政治・経済・文化団体
			41	映像・音声・文字情報制作業				94	宗教
H	運輸業, 郵便業		42	鉄道業				95	その他のサービス業
			43	道路旅客運送業				96	外国公務
			44	道路貨物運送業	S	公務(他に分類さ れるものを除く)		97	国家公務
			45	水運業				98	地方公務
			46	航空運輸業					
			47	倉庫業	T	分類不能の産業			
			48	運輸に附帯するサービス業					
			49	郵便業(信書便事業を含む)					
I	卸売業, 小売業		50	各種商品卸売業					
			51	繊維・衣服等卸売業					
			52	飲食料品卸売業					

7. 個人情報保護方針

7. 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

1. 個人情報の取得について

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」といいます。）は執行する令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」および「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」（以下「本事業」といいます。）の実施に関わるエネマネ事業者公募のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、エネマネ事業者は同意するものとします。

S I Iの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

2. 取得する情報

- S I Iは、エネマネ事業者公募から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。
- ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等のエネマネ事業者情報
 - ② 問い合わせ窓口等、本事業にてエネルギー需要最適化型の事業を実施するエネマネ事業者に係る情報
 - ③ その他、本事業に必要な情報

なお、エネマネ事業者等がS I Iに提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、エネマネ事業者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、S I Iへの提供およびS I Iから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

- S I Iは「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。
- ① エネマネ事業者公募の審査、管理、連絡等
 - ② エネマネ事業者公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
 - ③ S I Iの執行する他の補助金事業を含む各種情報案内、アンケート・調査等の実施
 - ④ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

- S I Iは「2.」で取得した情報を、以下の場合および「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限りします。
- ① 法令により提供を求められた場合
 - ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. エネマネ事業者公募における提供先及び提供情報について

エネマネ事業者公募では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先にエネマネ事業者公募で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	・本事業の申請状況・効果分析 ・その他省エネに資する調査・研究等	2.①②③	メール、We b ス トレージ等	
一般	・本事業のうちエネルギー需要最適化型における事業の公募	採択決定事業者名、問い合わせ先電話番号等	S I I H P への掲 載	公開情報に直接的な個人情報は含みません

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱う
※2 「8.」に示す外部委託先は提供先として扱わない

7. 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、S I I のホームページ等で省エネルギー分野における技術やサービスのさらなる向上に寄与することを目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。

提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

S I I の匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

7. 個人情報提供の任意性

個人情報提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

S I I は「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

9. 開示請求等について

S I I が保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

[書類郵送先]

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 銀座2丁目松竹ビル6階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部

令和6年度補正予算 エネマネ事業者担当 宛

[問い合わせ先]

TEL : 03-5565-4773 (受付時間: 平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

Mail: ems01@sii.or.jp

[SIIホームページ]

<https://sii.or.jp/>